

(案)

那珂川国有林の地域別の森林計画書

(那珂川森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成33年3月31日

関東森林管理局

この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数の内訳と計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のもの。
- ③ -は、該当がないもの。

那珂川森林計画区の位置図



目 次

I	計画の大綱	
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
	(1) 位置及び面積	1
	(2) 自然的背景	1
	(3) 社会経済的背景	3
2	計画樹立にあたっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	7
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
	(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	8
	(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	12
	(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項	12
	(2) 伐採立木材積	14
	(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	15
4	造林面積その他造林に関する事項	16
	(1) 造林に関する基本的な事項	16
	(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	17
	(3) その他造林に関する必要な事項	17
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	18
	(1) 間伐及び保育に関する基本的な事項	18
	(2) 間伐立木材積	19
	(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	19
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
	(1) 公益的機能別施業森林の区域	20
	(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	20
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
	(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
	(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	22
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
8	森林施業の合理化に関する事項	23
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保	23
	(2) 林業機械の導入の促進	23
	(3) 作業路等の整備	23
	(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	23

9	森林の土地の保全に関する事項	25
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	25
	(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	25
10	保安施設に関する事項	26
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	26
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	26
	(3) 実施すべき治山事業の数量	26
11	その他必要な事項	27
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	27
	(2) 森林の保護及び管理	27
別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	28
別表 2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	47
別表 3	伐採立木材積	48
別表 4	人工造林及び天然更新別の造林面積	48
別表 5	公益的機能別施業森林の区域	49
別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	59
別表 7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	63
別表 8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	65
別表 9	実施すべき治山事業の数量	68
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	69
別表11	保安林の指定施業要件	74
別表12	保安林の種類別の伐採の方法	76
別表13	自然公園区域内における森林の施業	77
別表14	砂防指定地等の森林の施業	78

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、栃木県北東部に位置し、東は福島県の奥久慈森林計画区及び茨城県の八溝多賀、水戸那珂各森林計画区、西は鬼怒川森林計画区、南は茨城県の霞ヶ浦森林計画区、北は福島県の阿武隈川、会津各森林計画区にそれぞれ接し、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市と芳賀郡茂木町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町、那珂川町の5市4町を包括している。

当計画区の総面積は233千haで、栃木県総面積の36%を占めている。森林面積は133千haで、うち国有林は41千haあり、森林面積の31%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、北に那須火山帯の中心である那須連峰が連なり、東は八溝山地、西は男鹿山塊から南下する山稜が高原火山群に連なり、これらの諸峰が南へ山稜を延ばし、次第に標高を減じながら低山地帯及び丘陵地帯へ続いている。

那須連峰は、茶臼岳(1,915m)、三本槍岳(1,917m)、朝日岳(1,896m)等の高峰が連なる。茶臼岳は現在も水蒸気と火山ガスを盛んに噴出している。

八溝山地は、八溝山塊、鷲子山塊、鷄足山塊、筑波山塊からなり、八溝山塊には、八溝山(1,022m)をはじめ900m前後の山が連なる。鷲子山塊は、鷲子山(463m)、尺丈山(512m)などからなり、鷄足山塊には鷄足山(431m)や雨巻山(533m)を経て南部の筑波山塊、筑波山(877m)等へ続いている。

西部山稜は、北から南に向かい男鹿山塊の男鹿岳(1,777m)や大佐飛山(1,908m)を経て前黒山(1,678m)、釈迦ヶ岳(1,795m)を中心とする高原火山群へと連なり、鷄岳(668m)を経て丘陵地帯へと続く。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられるなど全国的にも名高い山が多い。

また、これらの山系に広がる森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が広域に分布し森林生態系の保全が求められており、都市近郊の森林にあっては、憩いの場の提供や生活環境の保全が期待されている。

(イ) 水系

水系は、三本槍岳に源流を發する那珂川本流が、西部地域の各山を源とする余笹川、蛇尾川、箒川、内川、荒川等の各支流、東部地域の各山を源とする奈良川、黒川、武茂川等の各支流と合流した後、茨城県水戸市を経て太平洋に注いでいる。また、高原山の南部に源を發する白石川、土佐川、泉川が鬼怒川本流に合流し、さらに利根川に合流した後太平洋に注いでいる。

当計画区の平野部では水田地帯を抱えており、これら豊富な水量を保つ各河川の上流域は、水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区の地質は、高原火山群、那須火山群と八溝山地の3団地に区分することができる。

a 高原火山群

高原火山群は、前黒山火山と釈迦ヶ岳火山の二つの火山からなり、主として輝石安山岩、石英安山岩、安山岩類、玄武岩類の熔岩、凝灰角礫岩からなっている。前黒山火山は、浸食が進み谷を形成しているが、その東方の裾野は台地状の地形となっている。釈迦ヶ岳火山は、裾野が南東面から南西面にかけて扇状に広がっており、その南部は流紋岩類及び新第三紀層により占められ、丘陵地形をなしている。

b 那須火山群

那須火山群は、第四紀に噴出した新しい火山群で、複輝石安山岩とその碎屑物からなり、西側は岩株状の石英閃緑岩が分布し、その南側の日留賀岳、弥太郎山は第三紀の安山岩、流紋岩で占められ、その地層を貫いてひん岩花崗岩類が分布している。

c 八溝山地

八溝山地は、那珂川町付近の第三紀層の分布する低地帯によって北部の八溝山塊と南部の鷲子山塊及び鶏足山塊に分かれる。この地層は、八溝層群と称され、主として砂岩、頁岩けつがんで構成されている。

(イ) 土壌

当計画区の大部分は褐色森林土壌群で占められ、部分的に黒色土壌群、ポドゾル・ポドゾル化土壌群等が分布している。

褐色森林土は、標高およそ1,200～1,500m以下で、それ以上はポドゾル・ポドゾル化土壌群もみられ、また、那須火山周辺の火山台地や山麓緩斜面及び塩原地域にある富士山周辺の台地では侵食が進行していない斜面に黒色土壌群が広がっている。

ウ 気候

当計画区の気候は、全般的に太平洋型気候域に属し、春から秋にかけて降水量が多く、冬期間は西又は北西の乾いた冷たい季節風が強く、乾燥が著しい。

西部山岳地帯は、太平洋型と日本海型の中間的な気候を呈し、年平均気温は9～13℃、年降水量は1,600～2,000mmで、冬期間における積雪は1.5～2.0mに及ぶところもある。

一方、東部丘陵地帯は、気候が温暖で、年平均気温は13℃、年降水量は1,500mm前後であり、冬期間の積雪はほとんど見られない。

エ 森林の概況

当計画区は、東部地域と西部地域に大別され、東部の八溝山系は人口林率が高く県内でも有数の林業地帯である。一方西部の地域においては、丘陵地から奥地山岳地帯まで広範で多様な森林形態を有している。四季折々の多様な景観など、森林の存在そのものが生活環境保全及び景観形成上重要な位置を占めている。

また、森林生態系の頂点として象徴されるクマタカやオオタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、森林生態系の豊かさを示すとともに、これらの種の保全を通じて生態系全体の生物多様性の維持、保全が求められている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

(ア) 人工林

国有林における人工林面積は、約13千haで国有林面積の33%を占め、樹種別では、スギ44%、ヒノキ35%、アカマツ4%、カラマツ10%、その他7%となっている。

齢級別にみると、Ⅰ～Ⅳ齢級（1～20年生）が9%、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が38%、Ⅸ齢級以上（41年生～）が53%となっており、間伐適齢期の林分が多くなっている。

全般的にスギ、ヒノキの適地が多く、生育は良好であるが、西部地域ではツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ等による被害が発生し、矢板市北西部の八方地区では寒風による気象害が見られる。

(イ) 天然林等

天然林の面積は、約25千haで国有林面積の61%を占め、齢級別ではⅩⅠ齢級以上の林分が70%以上を占める。標高1,000m以下の丘陵地帯から山岳地帯にかけては、アカマツ、クリ、コナラ等の二次林が広く分布し生育は良好である。標高1,000～1,500mの山岳地帯はブナ、ミズナラを主とする広葉樹の林分が見られるが、生育は概して中庸以下である。

ブナ林をはじめとする自然度の高い天然生林は、クマタカ、ツキノワグマやニホンカモシカといった野生生物の重要な生息・生育地となっていることから、森林生態系の維持、保全が重要である。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、377千人で、栃木県人口の19%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が11%、第2次産業が33%、第3次産業が55%となっており、第3次産業の比率が高く、第1次産業の比率が低くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積233千haのうち、森林は57%を占め、森林率は県平均より高くなっている。うち林野庁所管の国有林は41千haで、森林面積の31%を占めている。

また、農耕地は22%となっている。

ウ 交通網

首都圏と直結するJR東北新幹線、JR東北本線及び東北自動車道、国道4号線が南北

に貫き、J R 烏山線が宇都宮市と那須烏山市を、国道293号線が鹿沼市と茨城県常陸太田市を、国道294号線が茨城県取手市から福島県白河市へ、この他、国道400号線や地方道が計画区内外の市町村を結び、地域の動脈として有機的な連結機能を果たしている。

エ 地域産業の概況

当計画区における産業は、製造業、サービス業、卸・小売業、農業を主体としている。

計画区内総生産額に対する産業別の割合は、第3次産業が50%、次いで第2次産業が46%、第1次産業は4%で、米作を主体に、麦、野菜の栽培、畜産、酪農等の農業が行われている。また、日光国立公園の中核的存在である那須岳周辺は、首都圏からのアクセスがよいことに加え、優れた山岳景観と豊富な温泉群を有し、また地形、積雪等の条件にも恵まれていることから、スキー、ゴルフ等の観光・レジャー産業が盛んである。

オ 林業・林産業の概況

当計画区は、優良な人工林地帯であり、特に西部一帯に広がる^{たかはら}高原林業地や八溝林業地を形成する東部低山地帯は、人工林率も高く、高原材、八溝材等の産地として林業生産活動が盛んに行われている。森林組合は6組合で、林産事業及び販売事業等を行っており、矢板市、大田原市の2箇所^{たかはら}に共販所を有している。

また、林産業では、チップ工場、集成材工場、建具業のほか中小規模の製材工場が多数立地しているほか、乾燥材や短材加工までを含めた全国有数となる製材工場の大規模化も進んでおり、今後は建築用材のほかエネルギー利用にも取り組むこととしている。

さらに、栃木県は、生しいたけの生産が盛んで年間4千tを生産しているが、そのうち40%程度をこの地域で生産している。

2 計画樹立にあたっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくため、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水土保全機能の発揮

西部の箒川上流部などは、平成10年の那須水害と同時期に発生した山腹崩壊箇所が急傾斜地に多く見られ、その後も地質や地盤の脆弱な箇所において、集中豪雨等により土砂崩壊、流出等が発生している。また、奥地山岳地帯の多量な積雪は栄養豊富な水を供給し、平野部に広がる水田を潤し、太平洋に注ぎ込み沿岸部の栄養供給源としても重要となっている。これらのことも踏まえ、保安林の適切な管理、保全施設を適切に配置するなど山地災害等の防止対策、並びに、人工林における抜き伐り等により下層植生の生育を促し水源かん養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全の確保を図る。

(2) 生活環境の保全

北西部の那須地域から塩釜地域にかけては、深山ダムをはじめ複数のダムがありこれらの上流に位置する広範な天然林を保全することにより地域住民の生活環境の保全を図る。また、県道那須高原線（通称：那須街道）の両側に接するアカマツ林など地域住民の憩いの場となっておりマツクイムシの防除対策、藪化の進行を抑えるための刈払いやアカマツの植栽を実施し那須街道アカマツ林の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

那須連峰から連なる西部地域の山稜は、良好な自然環境を維持しており、日光国立公園や自然環境保全地域に指定され、美しい山岳景観を提供しているとともに、野生生物の重要な生息・生育地となっている。このため、森林生態系の維持、保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を与え、更にこれらを捕食する希少猛禽類の餌場としての活用も期待するなど、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

那須街道アカマツ林など生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、スキー場や茶臼岳への登山拠点として健康的な活動の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、高山植物や湿原植物とあいまって四季折々の多様な森林景観を提供する場、民間団体による広葉樹の植栽など森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として、森林の総合利用

を進める。

(5) 林産物の供給

西部の高原地区や東部の低山地帯は県内でも有数の人工林地帯となっており、スギ、ヒノキを主体とし良好な生育をしている。

これら人工林は、木材資源の質的向上と水土保全機能をより高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。なお、ツキノワグマやニホンジカによる樹皮剥ぎ等により良質な木材の継続的な生産が困難な人工林にあっては、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

(6) 地球温暖化の防止等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標の確保に向けて間伐等の森林整備を着実に実施する等国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	40,990.11	
市 町 村 別 内 訳	大 田 原 市	3,023.09
	矢 板 市	2,153.95
	那 須 塩 原 市	24,866.45
	那 須 烏 山 市	321.10
	塩 谷 町	4,025.85
	那 須 町	4,107.13
	那 珂 川 町	2,492.54

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び塩那森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝

葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化的・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保持林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推

進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風、霧、騒音、粉塵等の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持推進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区 分	面 積
総 数	40,990
水 土 保 全 林	22,291
森 林 と 人 と の 共 生 林	16,763
資 源 の 循 環 利 用 林	1,937

- ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	針葉樹 (その他)	広葉樹 (用材林)	広葉樹 (その他)
全 域	35	40	30	30	100	100	15

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は带状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・带状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保全林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。

- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50％）を確保するため、40～60％を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- 主伐については、(ア) 及び (イ) の留意事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 生産目標別の主伐の時期

当計各区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕立方法	期待径級 (cm)	
全 域	ス ギ	一 般 建 築 材	中 仕 立	2 2	4 5
		造 作 材	〃	3 6	8 0
	ヒ ノ キ	一 般 建 築 材	〃	2 2	5 0
		芯 持 柱 材	〃	2 2	5 0
		造 作 材	〃	2 6	8 0
	アカマツ	一 般 建 築 材	〃	2 4	5 0
		造 作 材	〃	3 0	8 0
	カラマツ	一 般 建 築 材	〃	2 2	5 0
造 作 材		〃	2 4	8 0	

(オ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ・クロマツ	カラマツ
全域	20	20	20	20

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
3,000	3,000	4,000	2,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着

床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときには、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積 : ha

区 分	面 積
総 数	1 8 4

注)「育成複層林施業導入」とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業、間伐)を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。
 また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	施業体系	間伐時期(年)					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	一般建築材	25	35				○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面も考慮しながら行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造作材	25	35	45	55	65	
ヒノキ	一般建築材	30	40				
	芯持柱材	30	40				
	造作材	30	40	50	65		
アカマツ	一般建築材	30	40				
	造作材	30	40	50	65		
カラマツ	一般建築材	30	40				
	造作材	30	40	50	65		

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→		←	△	→				
除伐	スギ									←	○	→		←	○	→
	ヒノキ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行にあたっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行にあたっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域については、別表5のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、複層状態の森林への誘導の際には広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における
施業の方法

伐採の方法は択伐とする。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

8 森林施業の合理化に関する事項

高原・八溝地域は、県内でも有数の林業地であり、古くから林業活動が活発に展開され、しかも、スギ、ヒノキを中心とした人工林は、生産力が高く、資源的に充実しつつある。このような中であって、国有林に対しても安定的な原木供給への期待が大きい。

また、森林組合連合会の共販所が2箇所あり、地域内における原木流通の拠点として機能している。

一方、当計画区における国有林関連事業体の事業規模は小さく、就業者は農業等との兼業者が多いことに加え、高齢化が進むなど経営基盤は脆弱な状況にある。

さらに林業の機械化の状況をみると、素材生産ではトラクタ、間伐にあつては林内車が主体の作業システムとなっている。

このような現状を踏まえ、森林施業の合理化については、地方公共団体や林業・林産業の関係者が緊密な連携を図りつつ、次により林業担い手の育成強化、林業の機械化、国産材の産地体制の整備等の推進に努めるものとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

当計画区における林業事業体は、造林事業を中心に行っているが、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 作業道等の整備

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、作業道及び作業路が有機的に連結するよう路網を整備するとともに、作業道については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業道の整備を推進することとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

高原・八溝地域は、古くから林業活動が活発で、県内の国産材供給基地としての役割が期待されている。また、国有林にあつては、スギを中心とした高齢級の人工林材の供給につい

て期待が大きい地域である。

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、市場機能を活用し原木の安定供給に取り組むとともに、システム販売により需要拡大を推進するなど、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援する。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、別表8のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
実施すべき治山事業の数量については、別表9のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、ツキノワグマ・ニホンジカ等による獣害、那須街道アカマツ林等松くい虫等による虫被害、気象害等の発生する恐れのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、関係行政機関等との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止の普及啓発を図るため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

(1) 水源かん養機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		38,373.14
大田原市	計	2,805.40
	20～27全 28い ₁ 、い ₂ 、は ₁ ～り ₂ 、る ₁ 、る ₂ 、か ₁ ～な ₂ 、の ₁ ～や ₁ や ₃ ～や ₅ 、や ₇ 、ま～ひ、も ₃ ～も ₅ 、せ ₂ ～す ₂ 、す ₅ す ₁₂ ～す ₁₄ 29ろ ₁ ～ほ、と ₁ 、と ₂ 、ち～る ₃ 、か ₁ ～う ₃ 30い ₁ 、い ₃ ～ぬ 31は、に ₂ 、へ ₁ ～う 32い～る ₂ 、わ ₁ 、わ ₂ 、よ～の、く ₁ ～ま、ふ ₁ ～も ₃ 33全 34い ₁ ～り ₂ 、る ₁ ～わ、た ₁ ～お ₂ 、く ₂ ～ふ ₆	
矢板市	計	2,009.94
	333ろ～る ₂ 、わ～た ₂ 、そ ₁ ～ふ、イ～ロ ₂ 348～353全 354い ₁ 、い ₂ 、は～ぬ ₂ 、わ ₁ ～か、ニ ₁ 、ニ ₂ 355い～は、ほ～と、り～え ₂ 356ろ～へ ₃ 、る ₁ ～る ₄ 、わ ₁ ～む 357ろ～に、へ～ち、る ₁ ～そ、ね～や、こ、え、さ～ロ 358全 359は～ほ 361ろ～れ ₂ 380に	
那須塩原市	計	24,632.60
	127へ、と 129い～と 131い～に 149～151全 154～160全 161い～に 162い～ろ ₂ 、ロ 165い～は、ハ 166い～ほ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
塩 谷 町	320～329全 330い ₂ ～イ 331い、ろ、は ₄ ～よ ₃ 332は 334～339全 342～347全	
那 須 町	計 35ほ ₁ ～と ₃ 、ち ₄ ～り 36～39全 40い～か、そ、ら ₁ 、む～の、や～こ、め、み 101全 121い～は、ほ 126い～ほ、り～か 127い ₁ ～ほ 132い、ろ 136は ₂ 、イ ₃ 140は、に、ハ ₂ 143ろ～に 144い、は～と 145～147全 148い、に 161ほ～イ 162は ₁ ～イ 163全、164全 165に、ほ、ロ 166へ～ぬ ₂ 、ニ 167は ₁ ～イ ₃ 168全 180二 ₁ 、二 ₂ 181い～く	2,609.67
那 珂 川 町	計 4い ₁ ～わ、よ～つ、む ₁ ～お ₂ 、や～ふ、え ₁ 、え ₂ 、あ ₁ ～き ₁ め～す ₁ 、す ₅ ～す ₈ 5い ₁ ～わ ₄ 、よ～む、の ₁ 、の ₂ 、や ₁ 、や ₂ 、け ₁ ～き ₁ 、ゆ み～も ₂ 、も ₄ 、も ₅ 、せ ₁ ～す ₆ 6い ₁ ～し ₁₁ 、も ₁ ～も ₃ 、せ ₂ ～せ ₅ 、イ	2,237.19

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那珂川町	7全 8い～ほ、と～る ₁ 、わ～よ、れ～や 9い ₁ ～ほ ₂ 、ち～よ、れ、そ、ら ₁ ～ゆ 10い～ほ ₁ 、ほ ₃ ～ほ ₁₁ 11い、ろ ₂ ～ち、ぬ ₁ ～か 12い ₂ ～り ₄ 、わ、そ ₁ ～ら 13全、14全 15へ～ぬ、る ₂ ～わ ₁ 、よ～し ₂ 16～19全	

(2) 山地災害防止機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		14,356.47
大田原市	計	21.78
	21へ、と 25れ ₂ 27そ ₂ ～そ ₄ 28す ₃ 32る ₃ 、か	
矢板市	計	209.76
	348全 349い 353い、と、ち 354ニ ₁ 、ニ ₂ 357い、ほ、り、ぬ、つ、ま、け、て、あ 359い、ろ 360全	
那須塩原市	計	11,595.87
	129ち、り、ロ 131ほ～イ 150ロ 154イ ₁ 、イ ₂ 155イ ₁ 157イ ₅ 158ロ～ハ ₂ 159ハ 162ロ 169い～イ、ロ ₂ 、ロ ₅ 、ハ 170い～に、へ、ち～イ ₁ 、ロ 171へ、と、ロ 172へ～ち ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 173い～る ₂ 、か～ね、イ、ロ ₂ ～ハ 174い ₄ 、は ₂ 、は ₃ 、に ₂ 、へ、り、ぬ ₂ ～ロ ₂ 、ロ ₄ 、ロ ₅ 175ろ ₁ 、ほ、ニ 176イ 177に～と、ロ ₁	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	178ろ～に、イ ₂ 179ろ、は ₂ 、は ₄ ～イ 183ほ、イ ₁ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 184い 185ろ 188～191全 192い～は ₂ 193全 194い ₂ 、い ₃ 、イ 195い ₁ 、い ₂ 、ぬ 196い ₂ 、に、へ ₂ 197イ、ロ 199る ₂ ～わ 200い ₂ 、に～る、ロ ₁ 、ロ ₂ 、ロ ₄ 、ロ ₅ 201い、ろ ₁ 、は～イ ₁₇ 202い～る ₁ 、ロ ₁ 、ロ ₃ ～ロ ₉ 203い ₁ ～ロ ₂ 、ロ ₅ ～ロ ₁₂ 204い ₁ ～は、ロ ₁ ～ロ ₄ 、ロ ₆ ～ハ 362ぬ、る、た、ニ 363ほ～り、イ 365い、は、ほ、ぬ、わ、の ₁ ～く 366さ 367い 369い、に、と、ち、か、れ 370い、イ、ロ 371イ、ロ 372い 373い ₁ ～ろ、よ 374い～に、へ 375い 376い～は、よ、た 378ほ～と ₅ 379全 380い～は 381は 382全 383は、に、り 385は～ロ 386い ₁ ～に、イ	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	387は、ほ、へ、イ ₁ ～イ ₃ 388い ₁ 、は～ほ、ぬ、わ、れ～つ 389い、は、へ～イ ₂ 、ロ ₂ ～ロ ₆ 390ろ～ロ ₄ 391イ ₁ ～イ ₃ 392る、わ 394ロ 395ち 396る 397に 400い、ら ₂ 402ぬ ₂ 、わ ₁ 、わ ₂ 、れ～な、ロ ₁ 404い～へ、ち、ロ ₂ 405た 406て、ロ 407て 408ろ 409い～は、と 411い、ろ 412～415全 420い、ろ 421い～は ₁ 、に～へ、と ₂ ～り、ら、う、の ₁ 、お～や 422か ₁ 、か ₂ 、た 423は ₁ 、は ₂ 、は ₄ ～は ₈ 、へ、か ₄ 、れ ₁ ～れ ₃ 、そ ₂ ～ね 424い、へ 425ち、り、れ、そ 426に、ほ、り、よ、え～ロ 427ち、の 429イ ₁ ～イ ₄ 430と、り、よ、イ 431ほ ₁ 、ち～る ₂ 433ろ～に 436～438全 439ろ、は、よ 440い、は 441は ₁ 、ほ、と、ぬ、わ、ら 442た、れ ₄ ～ね 443ろ～ほ 444ろ～に	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	445イ 446い、よ 447い～に、イ 448い ₁ ～い ₃ 、イ、ロ 449い～へ、イ、ホ ₂ 450い、ろ、イ、ハ ₃ 451か～た 452い～は、ロ、ハ 453い、ろ	
塩 谷 町	計 305か、よ 312ロ 316か ₁ 317て～ゆ 321ち 322ろ 324い、ほ、り 326イ ₁ 334ロ ₁ 、ロ ₂ 343ち～ぬ 344イ 346い ₃ 、ろ ₁ 、ろ ₂ 347全	609.48
那 須 町	計 36れ、な ₃ ～ら、う ₅ 、の ₂ 、や ₃ 、て ₂ 、さ ₃ 、ゆ ₃ 、み ₁ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 39ぬ、か 40て 101い～ろ ₂ 、は、に 121に、へ 126へ～ち 130全 132は～イ ₃ 133～138全 139ロ～ハ ₄ 140～142全 143い、に～イ ₂	1,907.25

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那 須 町	144ろ 148ろ～イ 152い～は、ほ 153全 161イ 162に～イ 163ろ、イ ₂ 、イ ₃ 164い、ロ ₁ ～ロ ₃ 、ハ ₃ 165ロ 166二 167に 168全 180い～ほ、ハ ₁ 、ハ ₂ 、ハ ₄ 、ハ ₅ 、ホ、ト	
那珂川町	計	12.33
	4ね～ら、こ 5う ₁ 15れ 16て ₃	

(3) 生活環境保全機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		1,620.31
矢 板 市	計	185.10
	333い～ふ、え～ロ ₂ 354全	
那須塩原市	計	307.35
	127へ、と 362全、363全	
塩 谷 町	計	584.34
	305～307全 311全、312全 330～332全 333こ	
那 須 町	計	543.52
	101全、121全、126全 127い ₁ ～ほ 132全、133全、180全	

(4) 保健文化機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		28,049.89
大田原市	計	21.98
	27い、ろ 28や ₂ 、や ₈	
矢板市	計	1,627.89
	348～353全 354か 355全 356た ₁ ～そ 358全、359全 361ろ～れ ₂ 380に	
那須塩原市	計	22,439.47
	127へ、と 129全、131全 149～151全 154～160全 161い～に 162い～ろ ₂ 、ロ 165い～は、ハ 166い～ほ 167い～ろ ₂ 169～173全 174い ₁ ～い ₄ 、イ ₁ 、イ ₂ 183～197全 198い～に ₁ 200全、201全 202い～る ₁ 、ロ ₁ ～ロ ₉ 203全、204全 361い 364～379全 380い～は 381～415全 420～449全	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	450い～そ ₄ 、つ、ね、て～ゆ、ロ ₁ ～ハ ₃ 452～454全 1全	高林官造
塩 谷 町	計	707.25
	325ろ ₂ 、ち 326り ₃ 、わ ₃ 329ほ 339い ₂ 342い～ろ ₂ 343全 344や～け 345れ ₁ ～な 346全、347全	
那 須 町	計	3,168.02
	35全 101い～ろ ₂ 、は～イ ₂ 121全、126全 127い ₁ ～ほ 130全 132～148全 152全、153全 161ほ～イ 162は ₁ ～イ 163全、164全 165に、ほ、ロ 166へ～ぬ ₂ 、ニ 167は ₁ ～イ ₃ 168全、180全、181全	
那珂川町	計	85.28
	10全 11は～か、ハ	

(5) 木材等生産機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		11,801.11
大田原市	計	2,736.88
	20い ₁ ～よ ₂ 、た ₂ ～そ ₅ 、ね ₁ ～ら ₂ 21い ₁ ～ほ ₃ 、ち～ぬ ₂ 、わ ₁ 、か～の ₂ 22い～は、ほ ₁ 、ほ ₂ 、ち、ぬ～よ、れ ₁ ～ね ₁ 、な～む ₂ 、の ₁ 、の ₂ 23い ₁ ～は ₃ 、は ₅ 、は ₆ 、ほ ₁ ～む ₇ 、う ₁ ～け ₂ 、こ ₁ ～こ ₄ 、て ₁ ～あ ₂ き ₂ 、き ₃ 、め ₁ ～め ₃ 、し ₁ 、し ₂ 24い～は ₃ 、ほ ₁ ～り ₄ 、ぬ、る ₂ ～わ ₃ 、か ₁ ～れ、つ ₁ ～な ₂ ら ₁ ～ら ₄ 、む ₁ ～う 25い～は、ほ～ぬ ₃ 、る ₂ 、る ₃ 、か ₁ ～よ、れ ₁ 、つ ₁ ～う ₂ の ₁ ～や ₁ 、ま～ふ ₆ 、こ ₁ ～こ ₄ 、て ₁ ～さ ₉ 、め、し ₁ ～も ₆ せ ₂ 、せ ₃ 、せ ₇ ～す ₆ 26い ₁ ～は ₆ 、ほ ₁ ～わ ₉ 、よ、た 27ろ～か ₂ 、れ ₁ ～そ ₃ 、つ ₁ ～ら、う ₁ ～ま ₂ 、け～て ₂ 、さ ₁ ～み ₂ し ₂ ～せ ₄ 、せ ₇ ～す ₁₀ 、す ₁₂ 、す ₁₃ 28い ₁ ～は ₂ 、ほ ₁ 、ほ ₂ 、と ₁ ～た ₂ 、そ～の ₂ 、お～や ₁ 、や ₆ 、や ₇ ま～こ、て ₁ ～ゆ、み ₂ ～せ ₅ 、せ ₈ ～す ₂ 、す ₄ ～す ₁₄ 29い～れ、つ～ね ₂ 、ら ₁ 、ら ₂ 、う ₁ ～う ₃ 30い ₂ 、ろ ₁ ～は ₂ 、ほ、と、り、る ₁ ～わ 31い～ほ、と ₁ 、と ₂ 、ち～り ₂ 、る ₁ ～れ、つ ₁ ～ら、の～や 32い～ろ ₂ 、ろ ₄ 、は～る ₂ 、わ ₁ ～れ、つ ₁ ～う ₁ 、う ₃ ～ゆ ₂ み～し ₃ 、も ₁ ～も ₃ 33い ₁ 、い ₂ 、は ₁ ～は ₆ 、に、へ ₁ ～こ ₆ 、え ₂ ～め 34い ₁ ～ろ ₃ 、に ₁ 、に ₂ 、へ ₁ 、へ ₂ 、り ₁ ～る ₂ 、か～う ₅ 、の ₂ ～く ₁ や ₁ ～ま、ふ ₁ 、ふ ₂ 、ふ ₄	
矢板市	計	872.24
	333い～ち、ぬ～わ、た ₁ ～ふ、え 349ほ ₂ ～と ₁ 、ち 351い ₁ ～に、へ ₁ ～と ₆ 、ち ₁ ～り ₂ 、ぬ ₁ ～ぬ ₃ 、る ₁ ～る ₅ 、か ₁ ～か ₆ 352い ₂ 、い ₆ 、い ₈ 、い ₉ 、い ₁₁ 、い ₁₅ 、い ₁₆ 353は、ほ ₁ ～ほ ₄ 、り、ぬ、る ₂ ～わ、か ₃ ～む、の～ま、ふ～え 354い ₁ ～わ ₅ 355ろ～る、か、た～ね、ら、む ₁ 、う～の ₂ 、く、ふ～え ₂ 356い、は ₁ ～へ ₁ 、と～る ₂ 、る ₄ ～か ₁ 、よ ₁ 、よ ₂ 、れ、つ ₁ 、つ ₂ ね～む	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
矢板市	357い～に、へ～ち、ぬ～わ、よ、た、そ、ね～ら ₂ 、う ₁ ～や け～え、さ～ゆ 358ろ、に～り ₂ 、よ～つ、な 360い、は ₁ ～に、へ、と、か～そ 361た、れ ₂	
那須塩原市	計	2,988.65
	158ろ、る ₂ 171ろ、ち 172ろ 173に ₂ 、り ₁ ～る ₁ 、わ、か、れ、む～の、く 174に ₁ 、ほ 176は 194ろ～に 195は、ほ、へ、る 196は ₃ 、は ₄ 、ほ 197ろ 198は 199ろ、に、と、ち 200ろ 362い ₁ ～は ₄ 、ほ～と ₃ 、と ₅ ～ち ₂ 、わ ₁ 、わ ₃ ～わ ₉ 、よ ₂ ～よ ₄ れ ₁ ～ね 363い ₁ ～る ₁ 、る ₃ ～か、よ ₃ 、よ ₄ 、た ₁ ～つ ₂ 、ね ₁ ～お ₆ 、く ₂ ～く ₄ や ₁ 、や ₂ 、ま～ふ、こ ₂ ～さ ₁ 、さ ₃ 364い、は ₁ 、は ₂ 、に ₂ ～と、ぬ、わ ₁ 、わ ₂ 、よ、れ、つ、う、お や、ま 365は、へ、と、り ₁ 、り ₂ 、か ₁ 、な～う、こ～て 366ろ、に ₁ 、に ₂ 、ほ ₁ ～と、り、ぬ、わ ₁ ～わ ₇ 、よ、そ、ね、ら の ₁ 、の ₄ 、の ₆ ～の ₈ 、お、や ₁ ～や ₃ 、け、ふ、え、て ₂ ～あ 367に ₄ ～と ₃ 、り ₁ 、り ₂ 、る 368ろ ₁ 、ろ ₃ 、ろ ₄ 、は ₅ 、に ₁ 、に ₂ 、に ₄ ～ほ ₉ 、へ ₃ 、と、ち ₁ 、り ₁ ぬ、る ₁ 、わ、か、よ ₃ 369ろ、は ₂ 、は ₄ 、は ₅ 、り～る ₂ 、れ、ね～ら、む ₂ 、お ₁ 、お ₂ 、ま け、て～め、し ₁ ～も、す ₁ 370に～へ、ち ₁ 、ち ₂ 、る ₁ ～れ ₂ 、つ、な、ら ₁ 、ら ₃ 、う、く 371ろ、ほ、へ、り、る、わ ₂ 、か ₂ ～よ、れ～つ、な、む の～け ₃ 、こ ₁	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	372ろ ₁ ～へ ₂ 、ち、ぬ ₁ ～わ ₂ 、よ ₂ 、た ₁ 、た ₂ 、そ ₁ ～な ₃ 、ら ₂ ～む の、や、ま、ふ ₁ 、ふ ₂ 373は ₁ ～へ ₂ 、り、ぬ、わ ₁ ～か 374ほ ₁ ～ほ ₄ 、ち 375に、へ、る、か 376に～へ、ち、り ₁ 、ぬ、わ ₁ 377い、に、へ～と ₄ 、ち ₁ 378と ₂ 、と ₃ 、と ₅ 386ほ、と、る 387い ₂ 388へ 389ろ ₁ 、ろ ₃ 、ろ ₆ ～ろ ₉ 391ろ～は ₂ 、へ ₁ ～ち、ぬ～る ₉ 、か 392い ₂ 、い ₃ 、い ₅ ～は ₄ 、ほ ₁ 、と ₁ ～ぬ ₂ 393い ₁ ～ろ、に～と、り、か、た ₁ ～れ、ね 394ろ、は、ほ～わ、よ、た、そ ₁ ～そ ₇ 、ね～む 395ろ ₁ ～ろ ₃ 、に～ほ ₂ 396い ₁ ～い ₄ 、へ ₁ ～へ ₃ 、ち、り 397い、ろ ₁ 398い ₂ 、に、へ、わ、よ、な ₆ ～の 399い、は ₁ ～は ₅ 、は ₇ 、は ₁₁ 、ほ ₁ ～と、り、ぬ、る ₂ 、る ₄ 、る ₅ る ₈ 、れ ₁ 、れ ₄ 400ち～ぬ、た、つ、ね、む ₁ ～う 401い、は～へ、ち ₂ ～ち ₄ 402ろ、は、へ、と ₃ ～ぬ ₁ 、ぬ ₄ 、た、ら、の 405い ₁ 、は ₁ 、は ₂ 、ぬ、る ₁ 、る ₆ 406い ₁ 、い ₂ 、に ₂ 、り、る ₁ 、る ₂ 、か ₁ ～や、ま ₂ 、ま ₃ 407に～ち、ぬ～る ₃ 、か～た ₁₁ 、た ₁₄ ～う ₃ 、お～こ、ゆ、し ₂ 、し ₄ 409ほ ₁ 、ほ ₂ 410ろ ₁ 、ろ ₂ 、に ₁ 、に ₃ 、に ₄ 、と ₄ 、ち ₅ 、り ₃ ～ぬ ₂ 411は ₂ 、は ₅ 、に ₁ 412ち ₃ 、ち ₄ 413い ₂ 、い ₃ 、は、へ ₁ 、へ ₂ 、る ₃ 415わ ₁ ～か、た ₁ 420に ₂ ～に ₅ 、と、り～ぬ ₂ 、ぬ ₄ ～ぬ ₈ 421か、そ ₁ ～つ、む ₁ ～む ₃ 、の ₁ 、の ₂ 422に ₁ ～へ、ち ₁ 、ち ₂ 、り～る ₁ 、る ₃ 、る ₄ 、よ	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	423い～は ₃ 、は ₆ 、に、ほ、と ₁ 、と ₂ 、ち ₁ 、り、る ₁ 、る ₃ 、る ₄ よ ₁ ～よ ₃ 、れ ₁ 、そ ₁ ～つ ₂ 424は～ほ 425い、は、に、へ、と、か～た、ね、む、の、お ₂ 426い、ろ、と～ぬ、わ、か ₁ 、か ₃ 、れ、な ₂ 、な ₄ 、う ₁ 、ふ ₁ ～え 427と ₁ 、り、た、そ、ね ₂ 、な～の 428る ₁ 、る ₂ 、れ、つ 429い ₉ 、に～へ ₂ 430ろ、は ₁ 、に、ほ ₂ 、へ ₁ 、ち ₁ 、ち ₂ 、る ₁ ～る ₃ 、た、そ、つ 431い ₂ 、ろ ₁ ～に、ほ ₂ 、れ、そ、な 432に、ほ、る ₁ ～わ 434ろ ₁ 439へ、と、る ₂ ～る ₅ 442は、そ 446へ 447は、ほ ₁ ～へ ₁ 、へ ₃ ～へ ₅ 、と、り、ぬ 448は ₁ ～ほ ₂ 、ち ₁ ～る、か ₁ 、か ₂ 、た、つ ₁ ～つ ₅ 、つ ₇ 449ち～ぬ、か ₃ 、か ₅ ～よ ₁ 、よ ₃ ～よ ₁₄ 、よ ₁₆ ～た ₂ 、た ₄ ～れ つ～ら、む ₄ ～お 450は ₁ ～に、へ～り ₂ 、る ₁ ～か ₂ 、よ ₂ ～ら ₆ 、ら ₈ 、う ₁ ～く ₃ や ₂ ～け ₂ 、ふ～え ₁ 、て～ゆ 451ほ、と ₁ 、ち ₁ ～ち ₅ 、れ ₁ 、つ ₁ 、つ ₂ 452り、わ 454い ₁ 1全 1い、ろ、は	大石下官造 高林官造
那須烏山市	計	233.93
	1い ₂ 、に、ほ、と～る ₄ 、か、よ、れ～な 2い～に ₁ 、ほ～り ₁ 、ぬ、わ～つ、な～ら ₂ 、う ₁ ～ま、ふ～あ き～も、せ ₂ ～す ₃ 、す ₅ 3い～と、り～の	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
塩 谷 町	<p style="text-align: center;">計</p> <p>305は～わ₂、よ、た、そ～む₁、う₁～の 306い₁～と、ぬ、る 307と、ぬ₁～ぬ₆ 308は₁、は₂、ほ₁～ほ₄、ぬ、わ₁～よ、れ₁、れ₂、つ、な、ら 309ろ₁、ろ₂、へ₂～へ₄、ち、ぬ₁ 310ほ₁、ほ₂、と₁～り₂、わ₁、わ₂、よ、そ₂、そ₄、そ₅ 311ろ、は₁、は₃～ほ、ち₁～り、る、わ₂～か₂、よ₂～た 312い～ほ₂、ち～か、た、れ、つ～な、む～の₂、く、や 313い～へ、り、る、よ、れ₁～そ₃、な₁、な₂、む₁～む₃、の 314い₁～と、り、る、れ～そ₄、な₁、な₂ 315ろ、は、ほ₁、へ₁～と、り 316い₁、い₂、は～と、り₁～ぬ₆、わ 317い～る、よ～れ、つ₁、つ₂、ら～の、や₁～み、し₂、も～す₃ 318い～ち、ぬ～わ₂、つ₁～つ₃、な、む₁、む₂、む₄、む₅、や、ま ふ～こ₅ 319い₁、ろ～と、り、ぬ₁、る₁、る₂、わ₁～よ₂ 320い～は、ほ、と、り₁～る₃、わ、よ、れ₁、れ₂ 321い₁、い₂、は、ほ₁、ほ₄、り₁、り₃、ぬ、る₃、る₄、か 322い、に₁、に₂、に₅、ぬ₁、ぬ₂ 323い、ろ₁、ろ₃～は 324ろ₁、ろ₂、る、わ、よ₁、よ₂ 325い～ほ₄、と₁、と₂、り₁～り₃、た₁、た₃～た₆ 326い、は₁～は₃、へ～と₂、ち、ぬ、よ、そ、う₁、う₂、の₃～く₂ ま 327ろ～は₁、に、ほ₂～ほ₅、へ₁、へ₃～ち₂、り～か 328ろ₁～は₃、ほ₁～り₄、り₆～ぬ₂、わ₂、わ₃、よ₁、よ₃～た 329い₁～は、へ₁、へ₂、ち₁～り₂、る₁～か、た、そ、つ 330い₁～ろ₃、に₁、に₂、へ₁～ち、る₁、わ₂、よ₁、れ₁～の 331は₁～は₅、は₇～ぬ₂、わ、よ₁～よ₃ 332い、は～ぬ、わ 333こ 334い、ろ、ほ₁～へ₃、ち₁、ち₂、か₁、か₂、た、つ 335ろ、に、へ～ち、ぬ₁、ぬ₂、か、た、そ 336ろ、ぬ～よ₂ 337い、は、に₁、と～り₁ 338い₁、ろ₁～は₂、に₁～に₅、に₇～ほ₁、ほ₃、と₂～ち₅ 339ろ₁、ろ₂、に₁、に₂、ほ₁、ほ₂、へ₂～へ₈、と₁～り</p>	<p style="text-align: center;">1,818.72</p>

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
塩 谷 町	342ろ ₂ ～ろ ₆ 、ほ～ち ₅ 、ち ₈ ～ぬ ₃ 、る ₁ 、る ₂ 、か、た ₁ ～つ な～の ₂ 、の ₄ 343い ₁ ～は、ほ、へ、る、よ、れ～つ 344い～は、る～わ ₃ 、た、れ、ね～む、の、く～ま 345い、ろ、ち、ぬ、る ₁ 、わ、か ₂ ～よ ₂ 、よ ₄ 、よ ₅ 、よ ₇ 、よ ₉ よ ₁₁ ～た ₃ 、た ₅ 、た ₆ 、れ ₂ ～れ ₆ 、ね 346い ₄ ～い ₇	
那 須 町	<p style="text-align: center;">計</p> 35い～に、と ₃ ～ち ₂ 、り 36い ₁ ～に ₄ 、へ～め ₁ 、み ₂ ～み ₉ 、し ₁ ～ひ ₃ 、せ～す ₄ 37い ₁ 、い ₃ 、い ₄ 、い ₆ ～い ₁₂ 、は ₁ ～へ ₂ 、ち～ぬ ₂ 、る ₂ ～れ ₄ つ～ね ₄ 38い ₁ ～い ₃ 、ろ ₁ ～は、に ₂ ～へ、ち ₁ ～る、わ ₂ ～か、た ₁ 、た ₂ そ ₁ ～な、む～の、く、ま～こ ₂ 39い～た ₂ 、そ ₁ ～な ₂ 40い～な、ら ₂ 、う、お～ま、ふ～え、あ～ゆ ₂ 146い ₂ 、い ₃	853.64
那 珂 川 町	<p style="text-align: center;">計</p> 4い ₁ ～た ₁ 、れ、ね～の、く、ま～さ ₁₃ 、き ₂ ～ゆ、み ₂ ～し ₄ 、も ₁ も ₂ 、せ ₄ 、せ ₇ ～す ₄ 、す ₆ 、す ₇ 、す ₉ ～す ₁₁ 5い ₁ ～い ₅ 、い ₈ ～い ₁₀ 、は～ね、む～あ ₁ 、さ ₁ ～し ₃ 、ひ ₂ ～も ₆ せ ₅ 、せ ₆ 、す ₁ 、す ₃ ～す ₆ 6い ₁ ～る ₂ 、か～の、く～こ、あ～ひ ₉ 、も ₂ ～す 7全 8ろ～へ、ち ₁ 、ち ₂ 、り、ぬ、る ₂ ～そ、つ ₃ ～つ ₅ 、ら、う ₁ ～の く 9い ₁ ～り、る ₁ ～わ ₂ 、よ～ら ₂ 、う ₁ ～う ₃ 、お、く、け ₁ ～え あ～ゆ 10い～ほ ₁ 、ほ ₃ 、ほ ₅ ～ほ ₁₁ 11い、ろ ₁ 、ろ ₄ ～り ₁ 、ぬ ₁ ～る ₂ 12い ₁ 、い ₂ 、は、ほ ₁ 、へ ₃ 、へ ₄ 、と ₁ 、り ₁ ～り ₃ 、ぬ、る ₂ ～わ よ、た、そ ₃ ～ね 13い ₁ ～へ ₂ 、と ₁ ～か ₂ 、た～け 14い～か ₂ 、た ₁ 、た ₂ 、そ ₁ ～ら、う ₁ ～ゆ ₂ 、み ₁ ～す ₇ 15い～ね ₂ 、ら ₁ ～し ₂	2,297.05

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那珂川町	16い～ぬ ₂ 、ぬ ₄ ～な、う ₁ ～う ₇ 、お ₁ ～も 17い ₁ ～ほ、と ₁ ～る 18い ₁ ～よ、れ～の ₁ 、お、や、ま 19い～よ ₄ 、そ～む ₂ 、う ₂ ～ま ₂	

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計 画 期 末	参 考 (現 況)			
			水 土	共 生	循 環	
面 積	育成単層林	12,638	12,454	9,895	851	1,892
	育成複層林	2,211	2,395	1,573	638	-
	天然生林	23,701	23,701	9,935	13,762	4
森林蓄積 m ³ /ha		161	172			
林道整備率 %		40.7	43.3			

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）

イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）

ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	627	615	12	249	248	1	378	367	11

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	615	23

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		22,290.94
大田原市	計	2,587.39
	20い ₁ ～と ₂ 、ぬ、る ₂ ～ら ₂ 21い ₁ ～と、ぬ ₁ 、る、わ ₂ ～そ、ね、ら、う、の ₁ 22は～と、り～か、た ₁ ～の ₂ 23い ₁ ～う ₆ 、お～し ₂ 24ろ ₁ ～む ₂ 25は～う ₃ 、く～す ₅ 、す ₇ 26ろ ₁ ～よ 27い～や ₂ 、ま ₁ ～ひ、せ ₁ ～す ₁₃ 28い ₁ 、い ₂ 、は ₁ ～り ₂ 、る ₁ 、る ₂ 、か ₁ ～な ₂ 、の ₁ ～や ₅ 、や ₇ ～ひ も ₃ ～も ₅ 、せ ₂ ～す ₃ 、す ₅ 、す ₁₂ ～す ₁₄ 29ろ ₁ ～は ₂ 、と ₁ 、と ₂ 、ち～る ₃ 、か ₂ ～よ ₃ 、よ ₅ ～う ₃ 30い ₁ 、い ₃ ～ぬ 31に、へ ₁ ～う 32い～の、く ₁ ～ま、ふ ₁ ～も ₃ 33い ₁ ～た、そ ₁ ～え ₁ 、ロ 34い ₁ ～り ₂ 、る ₁ ～わ、た ₁ ～お ₂ 、く ₂ ～ふ ₆	
矢板市	計	1,022.67
	333ほ～る ₂ 、わ～た ₂ 、そ ₁ ～ま、ふ、イ～ロ ₂ 351い ₁ ～か ₂ 、か ₇ 352い ₂ 、い ₃ 、い ₆ 、い ₈ ～い ₁₁ 、い ₁₃ ～い ₁₆ 353い～る ₁ 、る ₄ ～え 354い ₁ 、い ₂ 、と～ぬ ₂ 、わ ₁ ～か、ニ ₁ 、ニ ₂ 355い～は、と、り～う、の ₂ ～や、け～え ₂ 356ろ～に、へ ₁ ～へ ₃ 、る ₁ ～る ₄ 、わ ₁ ～む 357い～ま、こ～ロ 358い～り ₂ 、か～ら 359全、360全	
那須塩原市	計	11,669.44
	129全 173い～に ₁ 、た～く、ロ ₂ ～ハ	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	174い ₃ ～イ ₁ 、ロ ₁ ～ロ ₅ 175い ₁ ～に、へ～ち、ハ～二 176全 177い～は、イ～ロ ₂ 178全 179い ₁ ～は ₄ 183～185全 186い～は 187全 188イ 189イ 194全、195全 196い ₂ 、へ ₁ ～ち 198は～へ ₄ 199い～る ₁ 200い ₁ ～は、わ、ロ ₁ ～ロ ₃ 202る ₂ ～か 362ろ～は ₄ 、に ₂ 、と ₁ ～な、ハ～ホ 363全、364全 365い～ほ、と～く、ふ～イ 366い、は～ほ ₁ 、へ～さ 367全 368い ₁ 、ろ ₁ 、ろ ₃ ～は ₁ 、は ₃ ～ほ ₉ 、ほ ₁₁ ～へ ₂ 、へ ₅ ～る ₂ 、わ、か よ ₃ 、た ₁ 、た ₂ 369い～は ₃ 、に～す ₄ 、ハ 370い、は ₁ ～イ 371い、は～う ₃ 、の～ロ 372ろ～に、へ ₁ ～ふ ₂ 373は ₁ ～か 374ほ ₁ ～ほ ₄ 、と～り 375ろ～か 376ろ～か 377い～た ₁ 378ほ～と ₅ 382～385全 386へ～る 387い ₁ ～ろ ₂ 、に、と 388～390全 391い ₁ ～へ ₄ 、と ₂ ～イ ₃	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	392～396全 397い～は 398い ₁ ～ろ、に～よ、な ₁ ～な ₃ 、な ₆ 399い～る ₈ 、わ ₁ ～わ ₅ 、か ₁ 、か ₂ 、よ ₁ 、よ ₂ 、た ₁ 、た ₂ 、れ ₁ 、れ ₂ れ ₄ ～な、む 400と～お 401全 402い～ほ、と ₁ ～か、よ ₂ 、た～な、の、ロ ₁ 、ロ ₂ 403い～に、へ～ぬ 404い～ち、る ₂ ～わ、ロ ₂ 406い ₁ ～は、に ₂ ～な ₆ 、ら～お、ま ₂ 、ま ₃ 、ロ 407は ₂ ～る ₃ 、か～こ、き ₁ 、ゆ～め ₂ 408ろ 409全 410い ₁ ～ろ ₂ 420は～ぬ ₈ 421は ₂ 、と ₁ 、ぬ～お、イ 422い～に ₂ 、と～り、る ₁ ～わ、よ 423ろ～は ₈ 、へ～れ ₃ 、つ ₁ ～イ 424全、425全 426い～へ、ち～け ₃ 、こ～ハ ₂ 427～429全 430い～に、ほ ₂ ～イ 431全、432全 433い、ほ～と 434全、435全 439い ₁ ～ほ、と～そ 440い、ろ、に～へ 441に～な ₁ 、な ₄ ～イ ₄ 442ろ～ほ、り、ぬ ₂ ～よ 443い、へ 444い、ほ、へ 446ろ～か 447ほ ₁ ～る 448ろ～つ ₈ 、ハ ₁ 、ニ ₁ 、ニ ₂ 449と～お、ハ、ホ ₁ 、ホ ₂ 450は ₁ ～む ₂ 、の、く ₁ ～え ₂ 、イ～ハ ₃ 451い ₁ 、い ₂ 、に～そ ₂ 452～454全	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須烏山市	計	220.43
	1い ₁ ～い ₃ 、は、へ～る ₅ 、る ₇ ～か、た、な、ロ 2い～は、に ₂ ～ち、り ₂ ～わ、そ～な、む、う ₂ ～イ 3ろ、に ₇ 、ち、り、る ₂ ～ね、む、の	
塩 谷 町	計	3,222.09
	305い～れ、ね～ハ 306ろ ₁ 、ろ ₂ 、に ₁ ～イ 307～310全 311い、は ₂ ～に ₃ 、へ～た、ハ 312ろ～や、ロ 313全 314い ₁ ～か ₁ 、よ～な ₂ 315全 316ろ～る、か ₁ 、か ₂ 317ろ～か ₃ 、た～や ₃ 、ふ、え、し ₁ ～も、す ₂ 、す ₃ 318い～ね、ら～て、ロ 319い ₁ ～り、ぬ ₂ ～れ 320い～ろ ₂ 、に～そ 321い ₁ ～と、り ₁ ～よ 322い、は～か 323全 324ろ ₁ ～に、へ～ち、ぬ～た 325い、ろ ₁ 、は ₁ ～と ₂ 、り ₁ ～た ₆ 326い～り ₂ 、ぬ～わ ₂ 、か～イ ₂ 327全、328全 329い ₁ ～に、へ ₁ ～イ ₂ 330い ₂ ～イ 331い、ろ、は ₄ ～よ ₃ 332は 334～338全 339い ₁ 、ろ ₁ ～ほ ₂ 、ほ ₄ ～り 342ろ ₃ ～れ、つ～の ₄ 343い ₁ ～と、る～つ 344全 345い～ね、イ 346い ₁ 、い ₂ 、い ₄ ～い ₇ 347は	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那 須 町	<p style="text-align: center;">計</p> <p>35ほ₁〜と₃、ち₄〜り 36に₁〜み₆、み₈〜ひ₁、ひ₃〜す₃、ロ₁、ロ₂ 37い₁〜つ 38い₃〜り、る〜ね₂、ら₂、う₁〜お、や〜け₂、こ₁〜え 39い〜そ₂、つ₁〜な₂ 40い〜か、ら₁、む〜の、や〜こ、て、め、み 121全、126全 130い₁ 132全、133全 134い₁、い₂、イ₁〜ロ₁、ロ₃ 135い、ろ₁、ロ₁、ロ₄〜ハ₂ 136全、140全 141い〜イ₁、ロ₁、ロ₂ 142い、ろ、イ₃、イ₄ 143い、イ₁、イ₂ 144ろ 180に₁〜ほ、ト</p>	<p style="text-align: center;">1,587.37</p>
那 珂 川 町	<p style="text-align: center;">計</p> <p>4と〜わ、そ〜お₂、や〜え₂、あ₁〜き₁、め〜す₁、す₅、す₆、す₈ 5い₁〜わ₄、よ〜む、の₁、の₂、や₁、や₂、け₁〜て、き₁、ゆ み〜も₂、も₄、も₅、せ₁〜す₆ 6い₁〜た、そ〜の、ま〜さ、ゆ₁〜し₂、し₄〜し₁₁、も₁〜も₃ せ₂〜せ₅、イ 7全 8い〜ほ、と〜る₁、か、よ、れ、つ₁〜ね、ら〜や 9い₁〜ほ₂、ち〜よ、れ、ら₁〜ゆ 10い〜に₇、ほ₂〜ほ₁₁ 11ろ₂〜ち、ぬ₁〜か 12い₂〜り₄、わ、つ〜ら 13全 14ろ₁、ろ₂、に〜け₂、こ₁〜す₇ 15と〜ぬ、る₂〜わ₁、よ〜し₂ 16は〜ま₆、こ₁〜せ 17い₁〜へ、り₁、り₂ 18い₁〜い₃、は₁〜に₂、へ₁〜た、そ₁〜ね₂、の₁〜ま 19ち₁〜る₄、わ₁〜な、む₁〜う₁、ま₁、ま₂</p>	<p style="text-align: center;">1,981.55</p>

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		16,762.50
矢 板 市	計	980.66
	348～350全 352ろ～ほ、ロ ₁ 、ロ ₂ 353て 355ま 358ぬ～わ 361ろ～れ ₂ 380に	
那須塩原市	計	12,901.30
	127へ、と 131全 149～151全 154～160全 161い～に 162い～ろ ₂ 、ロ 165い～は、ハ 166い～ほ 167い～ろ ₂ 169～172全 173に ₂ ～る ₂ 、か、よ、イ 174い ₁ 、い ₂ 、イ ₂ 175ほ 177に～と 179に～イ 186に ₁ ～に ₃ 188い～は、ロ 189い ₁ ～は、ロ 190～193全 196い ₁ 、ろ ₁ ～ほ 197全 198い、ろ 199る ₂ ～わ 200に～る、イ、ロ ₄ 、ロ ₅ 201全	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	202い～る ₁ 、イ ₂ ～ロ ₉ 203全、204全 361い 365や～け 370ろ、ロ 372い 373い ₁ ～ろ、よ 374い～に、へ 375い 376い、よ、た 378い～に 379全 380い～は 381全 386い ₁ ～ほ、イ 387は、ほ、へ、イ ₁ ～イ ₃ 397に 398は、た～ね ₃ 、な ₄ 、な ₅ 、お、ロ 399る ₉ 、わ ₆ 、か ₃ ～か ₅ 、よ ₃ 、た ₃ 、れ ₃ 、ら、う ₁ ～く、ロ ₃ ～ハ 400い～へ 402よ ₁ 、よ ₃ 、む、う 403ほ 404り～る ₁ 、ロ ₁ 405全 406に ₁ 、な ₇ 、く～ま ₁ 、け～て 407い ₁ ～は ₁ 、わ、え～さ、き ₂ 、め ₃ ～し ₄ 408い 410は ₁ ～そ 411～415全 420い、ろ 421い～は ₁ 、に～へ、と ₂ ～り、く、や 422か ₁ 、か ₂ 、た 433ろ～に 436～438全 440は 441い～は ₂ 、な ₂ 、な ₃ 442い ₁ 、い ₂ 、へ～ち、ぬ ₁ 、た～ら、ト ₂ 、ト ₃ 443ろ～ほ 444ろ～に、イ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那須塩原市	445全 446い、よ 447い～に、イ 448い ₁ ～い ₃ 、イ、ロ 449い～へ、イ 450い、ろ 451ろ～は	
塩 谷 町	計	596.11
	321ち 322ろ 324い、ほ、り 325ろ ₂ 、ち 326り ₃ 、わ ₃ 329ほ 339い ₂ 342い～ろ ₂ 343ち～ぬ 345な 346い ₃ 、ろ ₁ 、ろ ₂ 347い ₁ ～ろ ₂ 、に ₁ 、に ₂	
那 須 町	計	2,284.43
	101全 127い ₁ ～ほ 130い ₂ 134い ₃ 、ロ ₂ 、ロ ₄ 135ろ ₂ 、ロ ₂ 、ロ ₃ 137～139全 141イ ₂ 142イ ₁ 、イ ₂ 、ロ ₁ 、ロ ₂ 143ろ～に 144い、は～と 145全 146い ₁ 、い ₄ ～へ ₂ 147全、148全、152全、153全 161ほ～イ 162は ₁ ～イ	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
那 須 町	163全、164全 165に、ほ、ロ 166へ～ぬ ₂ 、ニ 167は ₁ ～イ ₃ 168全 180い～は、ロ ₁ ～ハ ₂ 、ハ ₄ ～ホ 181全	

(3) 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			1.25	択伐とする
農地、林地又は道路その他の施設の保全のため、伐採方法を特定する必要のある森林	那須塩原市	4 2 1 ら ₁	1.25	

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	総 数		6路線	14,850	374.76	79,544	6,581	
	自動車道	大田原市	田 中	1,000	64.19	19,509	198	
			計	1路線	1,000	64.19	19,509	198
		矢板市	寺 山	4,000	64.82	16,660	295	
			計	1路線	4,000	64.82	16,660	295
		那須烏山市	石 倉	850	29.15	7,980	789	
			計	1路線	850	29.15	7,980	789
		塩谷町	東沢林道東沢支線	4,000	77.92	9,406	3,458	
			計	1路線	4,000	77.92	9,406	3,458
		那須町	茗 荷 沢	3,000	83.81	16,406	1,577	
			両 郷	2,000	54.87	9,583	264	
計	2路線		5,000	138.68	25,989	1,841		
拡張	総 数		84路線	32,450				
	自動車道 (改良)	大田原市	檜沢・如来入(如来入)	200				
			檜沢・如来入(檜沢)	300				
			砥 山 入	50				
			田 中	100				
			入 小 滝	30				
			不 動 沢	100				
			寺 宿	10				
			上 南 方	10				
			富 士 山	20				
			磯 上	30				
			阿 寺	200				
			塩 の 草	20				
			木 佐 美	10				

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開 設 拡 張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考	
					面 積	材 積		
						針葉樹		広葉樹
拡 張	自動車道 (改良)	大田原市	芳 釜 沢	200				
			田中林道田中支線	10				
			北 富 士 山	10				
			中 崎	10				
			檜 沢 ・ 如 来 入 (如 来 入 支 線)	30				
			磯 上 ・ 塩 の 草 (塩 の 草)	20				
		計	19路線	1,360				
		矢 板 市	釈迦岳・関谷(金精)	400				
			釈 迦 岳 ・ 関 谷 (第 2 八 方)	400				
			木 の 芽 沢	1,000				
			八 方	500				
			第 3 八 方	500				
		計	5路線	2,800				
		那須塩原市	大 川 (白 湯 山)	600				
			釈迦岳・関谷(関谷)	2,000				
			ウ ト ウ 沢	500				
			安 戸 山	2,000				
			釈迦岳・関谷林道関谷支線	500				
			釈迦岳・関谷林道第2支線	500				
			上 の 原	500				
			甘 湯	1,200				
			元 湯	500				
			宇 都 野	500				
			長 沢	1,800				
			赤 川	500				

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
拡 張	自動車道 (改良)	那須塩原市	下 戸 倉 沢	1,500				
			檜 沢	700				
			安戸山林道安戸山支線	1,000				
			引 久 保	500				
			大 網	500				
			シ ラ ン 沢	700				
			関谷林道ケヤキ沢支線	500				
			八 汐	300				
			新 湯	500				
			下 新 湯	500				
			元湯林道棚畑沢支線	500				
			計	23路線	18,300			
	那須烏山市	大 沢	50					
		横 枕	50					
		石 倉	10					
	計	3路線	110					
	塩 谷 町	西 荒 川	1,500					
		東 沢	800					
		西 沢	800					
		大 名 沢	800					
		釈迦岳・関谷(釈迦岳)	600					
		西荒川林道白沢支線	500					
		西荒川林道ねた沢支線	300					
西荒川林道山の神支線		500						
西荒川林道山の神支線 山の神分線		500						
天 上 沢		500						

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
拡 張	自動車道 (改良)	塩 谷 町	泉 川	500				
			大名沢林道鳥羽支線	500				
			大名沢林道大名沢支線	500				
			西荒川林道豊月支線	300				
			釈迦岳・関谷林道 釈迦岳支線	500				
		計	15路線	9,100				
		那 須 町	シ ド キ	50				
			中 倉 沢	10				
			追 分	10				
			梓	10				
			月 見	100				
		計	5路線	180				
		那 珂 川 町	所	300				
			大 月 沢	30				
			ヨ ガ 沢	10				
			猪 の 沢	20				
			所林道松苗支線	10				
			鷲 子	10				
			江 戸 沢	100				
			松 野	10				
			大 浪	20				
			山 内	10				
			薬 師 岳	20				
			薬師岳林道薬師岳支線	20				
			南 沢	20				
			西 ノ 沢	20				
		計	14路線	600				

森 林 の 所 在		面 積	備 考 (該当する保安林種)
市 町 村	地 区		
塩 谷 町	計	3,687.23	
	(305) (306)、307～310、(311～312)、 313、(314)、315、(316～319)、 321～328、(329～331)、 334～338、(339、342)、343、 (344～345)、346～347	66.33 3,620.90	水源 土流 水源
那 須 町	計	3,670.94	
	(36)、121、126、132、140、 143～144、148	757.93	水源 土流
	(37～39、101、127)、145～147、 (161～162)、163～164、 (165～167)、168、(181)	1,779.00	水源
	(40)、130、133～138、(139)、 141～142、(152)、153 (180)	1,115.14 18.87	土流 土崩
那 珂 川 町	計	1,774.31	
	(4) (5～6)、7、(8～18)、19	5.91 1,768.40	水源

- (注) 1 市町村欄の[]書は、官行造林地である。
 2 地区欄の数字は、林班で、()書は、区域が林班の一部であることを示す。
 3 面積は小班単位で集計。

本表に該当する森林

項 目	略 称
水 源 かん 養 保 安 林	水 源
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 流
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	土 崩
干 害 防 備 保 安 林	干 害
砂 防 指 定 地	
山 地 災 害 危 険 地 区	

(2) 留意すべき事項

ア 立木の伐採にあたっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあつては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	38,291	
水源かん養のための保安林	34,944	
災害防備のための保安林	3,322	
保健・風致の保存等のための保安林	2,608	

（注）総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

8-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由	
		市町村	区 域 (林 班)			
指定	総 数			2,871.65		
	水 かん	計			2,711.04	水源のかん養
		大田原市	20、21、22、25、27、28、29、30、 31、32、33、34	318.17		
		矢板市	333、354、355、356、357、358、 359、361、380	407.91		
		那須塩原市	361、362、364、365、366、367、 369、370、372、378、397、398、 399、400、401、402、403、404、 405、406、407、408、409、410、 411、412、413、414、415、422、 423、426、439、442、449、450	1,152.11		
		那須烏山市	1、2、3	224.73		
		塩谷町	311、316、317、318、320、329、 330、331、332、342、344、345	98.42		
		那須町	35、36、37、38、39、40、101、 180	123.03		
		那珂川町	4、5、6、8、9、10、11、12、13、 14、15、18	386.67		
		土砂流出	計			
	那須塩原市		409	23.20		
那須町	137		1.16			

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森林の所在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）		
	土砂崩壊	計		6.63	土砂の崩壊の防備
		大田原市	32	0.88	
		那珂川町	4	5.75	
	干害防備	計		29.52	干害の防備
		那須町	136	29.52	
	保 健 林	計		100.10	公衆の保健
		那須塩原市	154	100.10	

本表種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林
土砂流出	土砂流出防備保安林
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林
干害防備	干害防備保安林
保 健 林	保 健 保 安 林

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
大田原市	20、22、23、24、25、26、 28、29、31、32、33、34	12	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
矢板市	351、353、354、355、356、 357、358、360、361	9	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
那須塩原市	173、198、201、202、362、 363、365、366、367、369、 370、372、374、375、376、 377、378、384、389、390、 391、392、393、394、395、 396、399、402、404、406、 407、408、420、421、423、 425、426、427、428、429、 430、431、439、441、442、 447、448、449、450、451	50	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
那須烏山市	1、2、3	3	山 腹 工 本 数 調 整 伐	
塩谷町	310、312、314、315、316、 317、318、319、321、322、 323、324、325、326、327、 328、329、330、331、336、 337、338、339、342、343、 344、345、346	28	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
那須町	36、37、38、39、40、132、 137、139、140	9	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
那珂川町	4、5、6、7、8、9、10、11、 12、13、14、15、16、17、 18、19	16	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
合 計		127		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区 域(林班)				
水かん	総数		32,232.58	別表11、12 のとおり		
	大田原市	20～29、31～34	2,189.33			
	矢板市	348～358	1,569.55		保健林	141.68
					砂防指定	1.04
					国立特2	98.34
					国立特3	561.67
	那須塩原市	127、129、131、 149～150、154～162、 165～167、169～179、 183～204、362～363、 365～377、381、 383～396、399、402、 406～407、420～421、 424～454	20,716.15		保健林	764.04
	[大石下] [高林官造]	1 1			砂防指定	63.06
			国立特1	100.72		
			国立特2	3468.10		
			国立特3	3226.31		
			国自環特	544.86		
			鳥獣特保	231.44		
塩谷町	305～319、321～331、 334～339、342～347	3,677.81	土砂流出	8.69		
			砂防指定	0.04		
			国立特2	455.10		
			史名天	13.67		
那須町	36～39、101、121、 126～127、132、140、 143～148、161～168、 181	2,317.03	保健林	553.30		
			風致林	77.71		
			国立特保	14.98		
			国立特1	152.13		
			国立特2	434.74		
			国立特3	102.36		
			鳥獣特保	158.67		
那珂川町	5～19	1,762.71				
土砂流出	総数		3,210.97	別表11、12 のとおり		
	大田原市	21、25、28	18.01			
	矢板市	359～360	70.92		砂防指定	3.45
	那須塩原市	129、131、173、365、 369～370、372～374、 378～382、385～390、 392、394～397、400、 402、404～408、 411～415、420～421、 423～424、427、431、 446～453	1,772.86		保健林	502.76
					砂防指定	23.45
			国立特1	244.19		
			国立特2	875.37		
			国立特3	107.43		
			鳥獣特保	146.93		
塩谷町	305、316	17.11	水かん	8.69		

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林班)			(重複制限林)	
土砂流出	那 須 町	36、40、121、126、 130、132～144、148、 152～153	1,332.07		保 健 林 405.28 砂防指定 8.50 国立特保 11.75 国立特1 359.03 国立特2 911.47 国立特3 2.46 鳥獣特保 186.74	
土砂崩壊	総 数		23.71	別表11、1 2 のとおり		
	那須塩原市	400	4.86		国立特2 4.86	
	那 須 町	180	18.85		砂防指定 0.79 国立特2 18.68	
干害防備	総 数		27.03	別表11、1 2 のとおり		
	那須塩原市	404、451	27.03		国立特2 25.97	
保 健 林	総 数		2,430.50	別表11、1 2 のとおり		
	矢 板 市	352、358	141.68		水 かん 141.68 国立特2 98.34 国立特3 43.34	
	那須塩原市	127、131、151、 155～158、160、 197～198、372～374、 379～381、386～387、 441～442、445～450	1,330.24		水 かん 764.04 土砂流出 502.76 砂防指定 6.07 国立特1 243.40 国立特2 544.41 国立特3 243.01 鳥獣特保 180.15	
	那 須 町	101、127、138～139、 152～153、161～165	958.58		水 かん 553.30 土砂流出 405.28 風 致 林 77.71 砂防指定 1.94 国立特保 26.73 国立特1 271.18 国立特2 480.02 国立特3 58.55 鳥獣特保 301.60	
風 致 林	総 数		77.71	別表11、1 2 のとおり		
	那 須 町	101	77.71		水 かん 77.71 保 健 林 77.71 国立特2 29.11	

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林班)			(重複制限林)	
砂防指定	総 数		125.67	別表14 のとおり		
	矢板市	349、353、357、360	7.70		水かん 1.04 土砂流出 3.45 国立特3 0.51	
	那須塩原市	173～175、183～185、 188～189、194～196、 200、204、362～363、 365～367、369、376、 379、382～383、386、 388～389、391、402、 404、409、411～412、 420～422、424～427、 430～431、439～441、 451～453	106.83		水かん 63.06 土砂流出 23.45 保健林 6.07 国立特2 20.76 国立特3 34.82	
	塩谷町	317、347	1.04		水かん 0.04 国立特2 0.04	
	那須町	36、137、139～140、 143、180	10.05		土砂流出 8.50 土砂崩壊 0.79 保健林 1.94 国立特2 9.34	
	那珂川町	16	0.05			
	国立特保	総 数			27.70	別表13 のとおり
	那須町	138、163～164	27.70	水かん 14.98 土砂流出 11.75 保健林 26.73		
国立特1	総 数		870.08	別表13 のとおり		
	那須塩原市	169、373～374、 446～450	358.53		水かん 100.72 土砂流出 244.19 保健林 252.00	
	那須町	130、134～135、 138～139、141～142、 148、153、161～164、 168	511.55		水かん 152.13 土砂流出 359.03 保健林 271.18 鳥獣特保 68.22	
国立特2	総 数		6,554.02	別表13 のとおり		
	矢板市	358	103.05		水かん 98.34 保健林 98.34	

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
国立特2	那須塩原市	129、131、151、 169～170、189～190、 196～198、200、203、 361、373～376、 378～381、385～386、 389～390、392、 394～400、402～408、 411～415、421～422、 436～438、443～445、 447、449	4,617.83		水かん 3468.10 土砂流出 875.37 土砂崩壊 4.86 干害防備 25.97 保健林 544.41 砂防指定 20.76 鳥獣特保 245.86 急傾斜法 0.34
	塩谷町	343、345～347	455.31		水かん 455.10 砂防指定 0.04 史名天 13.67
	那須町	101、126、130、 132～144、148、 152～153、161～168、 180	1,377.83		水かん 434.74 土砂流出 911.47 土砂崩壊 18.68 保健林 480.02 風致林 29.11 砂防指定 9.34 鳥獣特保 174.84
国立特3	総 数		4,431.59	別表13 のとおり	
	矢板市	348～350、352～353、 355、361、380	823.41		水かん 561.67 保健林 43.34 砂防指定 0.51
	那須塩原市 [高林官造]	131、149～151、 154～155、160～161、 173～174、183～188、 191～197、204、380、 386、400、406、454 1	3,448.14		水かん 3226.31 土砂流出 107.43 保健林 243.01 砂防指定 34.82 鳥獣特保 219.94
	那須町	152、161	160.04		水かん 102.36 土砂流出 2.46 保健林 58.55 鳥獣特保 113.44
国自環特	総 数		544.86	別表14 のとおり	
	那須塩原市	201～202	544.86		水かん 544.86
県自環特	総 数		1.60	別表14 のとおり	
	塩谷町	329	1.60		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
鳥獣特保	総 数		833.80	別表14 のとおり	
	那須塩原市	131、151、160～161、 397、399、403、 405～407	477.30		水かん 231.44 土砂流出 146.93 保健林 180.15 国立特2 245.86 国立特3 219.94
	那 須 町	152～153、161、	356.50		水かん 158.67 土砂流出 186.74 保健林 301.60 国立特1 68.22 国立特2 174.84 国立特3 113.44
急傾斜法	総 数		0.34	別表14 のとおり	
	那須塩原市	404	0.34		国立特2 0.34
史名天	総 数		13.67	別表14 のとおり	
	塩 谷 町	347	13.67		水かん 13.67 国立特2 13.67

(注) 市町村欄の[]は官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林	国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 区
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	国立特2	国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	国立特3	国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域
保健林	保 健 保 安 林	国自環特	自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
風致林	風 致 保 安 林	県自環特	県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区
砂防指定	砂 防 指 定 地	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
急傾斜法	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林は除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合は、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表14 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）及び「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例施行規則」（平成15年3月28日規則第28号）
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）に基づいて施業を行う。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号） 県指定のものについては、「栃木県文化財保護条例」（昭和38年7月6日条例第20号）及び同施行規則（昭和38年7月6日栃木県教育委員会規則第16号）
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号）、同施行令（昭和48年3月31日政令第38号）及び同施行規則（昭和48年11月9日総理府令第62号）
県自然環境保全 地 域 特 別 地 区	「栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）及び同施行規則（昭和49年4月1日規則第15号）
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日法律第57号）及び同施行令（昭和44年7月31日政令第206号）